2023年3月22日　参議院予算委員会　会議録抄

2023年度総予算三案審査 質疑

○末松信介　予算委員長　令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算、令和五年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

　これより質疑を行います。岸真紀子さん。

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　昨日、岸田総理がウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談したことが報道されました。詳しくは、後日、何らかの形での国会報告となると思われますが、冒頭、官房長官に、今回のウクライナ電撃訪問の経過を御説明願います。

　特に、現職総理が事前に公表せず戦争当事国を訪れたのは戦後初めてですが、リスク管理がどうであったのか疑問です。一部報道が移動中の姿をカメラに捉え、電撃訪問が事前に明らかになっていました。政府としてこれで本当によかったのかと率直に感じています。危機管理が薄かったのではないか、その辺りも御説明お願いします。

○松野博一　官房長官　お答えをさせていただきます。

　岸田総理のキーウ訪問につきましては、諸般の事情を踏まえ検討を進めてきた結果、今回訪問を行うこととしたものであります。

　具体的には、戦時下にある国を訪問するという観点から、秘密保全、安全対策や危機管理面等において遺漏のないよう、最適な方法を総合的に検討した結果、総理一行は、インドからポーランド・ジェシュフまでチャーター機を用いて移動し、ポーランド国内からは列車等の陸路でキーウに移動をいたしました。

　ウクライナは、先生から御指摘をいただきましたとおり、現在戦時下にあり、通常の警察警護要員による警護ではなく、軍事的な観点を含めた警護が必要な状況にあります。かかる観点から、ロシア軍による攻撃についての情報の入手、当該情報に基づく避難等を含め、ウクライナでの警護につきましてはウクライナ政府が全面的に責任を負って実施をしたところでございます。

　この対応は、これまで他の国の首相がウクライナを訪問した際も基本的に同様であり、日本としても、今般の岸田総理のウクライナ訪問に当たってウクライナ政府と慎重に調整を重ね、安全確保に万全を期した形で訪問を実施をいたしました。

**○岸まきこ**　総理も、秘密保持と危機管理、安全対策を万全に期すべく慎重に調整を重ねたとおっしゃっていますが、やっぱり疑問です。なぜあんなふうに報道されていたのかというのは、また後日追及していくことになると思います。

　続きまして、三月二十日の本委員会の小西議員の質疑でのやり取りを踏まえまして、放送法の政治的公平をめぐる問題を質疑します。

　私は、総務委員会でも指摘をしましたが、この問題は、礒崎陽輔さんが議員個人の行動とはならない総理補佐官の立場であることを忘れてはなりません。公開された約八十枚の総務省の公文書を読むと、礒崎元総理補佐官が執拗に総務省の職員へ迫っていたことが記されており、総務省にとっては総理の意向と捉えなければならず、相当なプレッシャーを受けていた背景を読み取れます。

　また、この後伺っていきますが、高市大臣が総務大臣として関わり、しかも現在も閣僚であるにもかかわらず、総務省職員を侮辱するに等しい捏造という強い言葉で発言しています。高市大臣によって行政がゆがめられているとんでもない事案となっていることに、私は憤りしかありません。

　最初に、今日も参考人質疑を求めましたが、与党に拒否されましたので残念でありますが、総務省に確認をいただいているところですので質疑をしていきます。

　高市大臣は、平成二十七年二月十三日の大臣レクについて、当時の平川大臣室参事官と松井大臣秘書官の二人が絶対にないということを言ってくれていますと、三月十五日の予算委員会に続いて二十日も明言をし、この絶対にないという言葉を大臣が二人から直接聞いたと答弁しています。

　高市大臣に絶対にないと言ったかどうか記憶にないは、こんなことを二人そろって記憶がないなど、ありまして、あり得ないので、真実は、絶対などと言っていないのではないですか。少なくとも、高市大臣の絶対にない発言の信憑性は失われ、これを根拠としていた捏造は崩れたことになるのではないですか。

　その点について伺います。

○山野謙　総務省大臣官房総括審議官　お答え申し上げます。

　本日の理事懇談会でも御報告させていただいているとおり、両名に聞き取りを行った結果、この時期にはＮＨＫ予算など放送に関するレクがあったとしてもおかしくないが、個々のレクについては覚えていない、放送法の政治的公平の答弁に関しては、五月十二日の委員会前日に大臣の指示を受けて夜遅くまで答弁のやり取りがあったことを覚えており、その前の二月に文書にあるような内容の大臣レクがあったとは思わない、それから、ＮＨＫ予算の時期でもあり、この時期に放送に関するレクが何らかあったとしてもおかしくないが、八年も前のことであり個々のレクの時期や内容は記憶にない、この二月十三日付けの大臣レク文書に記載された内容のレクについても記憶にない、こうした旨の説明をしているところでございます。

　改めて、高市大臣から両名への聞き取りに対してどう答えたか、改めて聞いたわけでございますが、高市大臣に対し絶対にないという表現をしたかどうかの記憶はないが、先ほど申し上げたことと同様の説明をしたものと認識しているとのことでございました。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　高市大臣に絶対にないと言ったかどうかは記憶にないというふうに答弁をいただきました。

　さらに、重ねて聞きます。

　先ほどの理事懇で提出いただいた資料の政治的公平に関する行政文書の正確性に係る精査についての三ページになります。

　このレクは、五月十一日以前のレクということになるんではないかという答弁があります、報告があります。放送法第四条に規定する政治的公平について大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないかと思うというふうに関係者Ｂの方が説明をしています。このレクは、本当に五月十一日以前のレクでよろしいですか。

○山野謙　総務省大臣官房総括審議官　お答え申し上げます。

　平成二十七年の二月十三日付けの高市大臣レク結果とされる文書についてでございますけれども、私どもが聞き取りを行った結果、八年前でもあり、約八年前でもあり詳細についての記憶は定かでないが、日頃確実な仕事を心掛けているので、上司の関与を経た文書が残っているのであれば、この時期、放送法に関する大臣レクが行われているのではないかと認識しているということでございました。

　また、ほかの二人に確認したところ、一人につきましては、当時の課長補佐と同様の認識であるとの考えを示しておりまして、もう一人につきましては、このような資料が残っているんであれば、個々の発言内容は別にして、政治的公平についての大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないかと思うとのことでございました。

　なお、この点については、当時の大臣室の同席者の認識とは必ずしも認識が一致してございません。高市大臣の御認識については既に御案内のとおりでございます。

　ほかの三文書でございますけれども、これにつきましても、作成者が不明であるとともに、関係者の認識が必ずしも一致していないところでございます。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　同じく三ページの関係者Ａの、文書整理ナンバー二十一という、これ二月十三日のことですが、放送法四条の解釈という重要な案件を大臣に全く報告していないというのはあり得ないと思うと答えています。これは、政治的公平のレクを大臣に行ったはずだと証言していることでよろしいですか。確認願います。

○山野謙　総務省大臣官房総括審議官　平成二十七年二月十三日の高市大臣レク結果とされる文書についてでございますけれども、先ほども述べましたが、当時の課長補佐によれば、約八年前でもあり詳細についての記憶は定かでないけれども、日頃確実な仕事を心掛けているので、上司の関与を経た文書が残っているのであれば、この時期に放送法に関する大臣レクが行われたのではないかとの認識というふうに考えてございます。

**○岸まきこ**　関係者Ｃから、作成者、作成者というのは関係者Ａになりますが、この作成者と同様の事実認識を有しており、当時の放送法第四条の解釈についての全体の対応は、大きな流れとして、放送法第四条の解釈について大臣レクがなかったとは考えにくいと認識していると答えています。ということは、二人が五月以前にレクをしているということになります。

　当時の安藤、長塩、西潟さんは、事前の二月十三日にレクをしたということでよろしいですか。

○山野謙　総務省大臣官房総括審議官　これも繰り返しになりますが、この文書につきまして、当該課長補佐によれば、先ほど申しました、八年前でもあり詳細についての記憶は定かでないけれども、日頃確実な仕事を心掛けているので、上司の関与を経た文書が残っているのであれば、この時期に放送法に関する大臣レクが行われたのではないかと認識しているということでございます。

　また、ほかの二人でございますけれども、これにつきましても、お一方については、当時の課長補佐と同様の認識であると考えてございますし、もう一人につきましても、このような資料が残っているのであれば、個々の発言内容は別として、政治的公平についての大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいんではないかと思うと、こういう考えでございます。

**○岸まきこ**　先日の委員会質疑の後段で小西議員が高市大臣に聞いたことを再度伺います。

　高市大臣は、かつての部下である官僚が文書を捏造したと言うのであれば、その官僚の皆さんが刑法犯罪を犯し、かつ国家公務員法違反をしたことになりますが、それでも高市大臣は捏造されたとおっしゃるのですか。

○高市早苗　国務大臣　二月十三日付けの大臣レク文書を含む四枚の文書につきまして、ありもしないことをあったかのように作ることという意味で私は捏造と発言をいたしました。

　総務省も本日示された報告で認められているとおり、この文書の正確性は確認できなかったということで、やはり不正確な文書であるという私の考え方は変わりません。あくまでも表現の仕方であると思っております。

**○岸まきこ**　大臣だけが正確性じゃないと言っているだけで、先ほどの答弁を聞いていると、あったと言っていますよ。

　次に、松野官房長官にお伺いしますが、高市大臣の捏造発言は、職員に対する名誉毀損、侮辱行為ではありませんか。

○松野博一　官房長官　お答えをさせていただきます。

　総務省の行政文書でございますので、総務省から答弁をさせていただきます。

○松本剛明　総務大臣　高市大臣は文書の正確について御自身の認識を述べられた、そのような発言の趣旨だと理解いたしております。

**○岸まきこ**　では、松本大臣、違う視点で聞きます。

　現在、総務省行政を所管し公文書を扱う担当大臣として、記録と記憶、しかも八年前のことです、どちらが正確性があるとお考えですか。

○松本剛明　総務大臣　行政文書を始め公文書には正確性を期することが望まれるというのは私もそのように考えるところでありますが、今回、本件文書について正確性が確認できなかったことは甚だ遺憾に思っております。

　文書の正確性が確認できておりませんので、文書と記憶を比較するということも必ずしもできないかというふうに思いますが、いずれも、優秀な役所の人たちの記憶が関係者に聞いても一致をしないということでございますので、その記憶、発言を私どもとしては聞き取って国会に御報告をするのが役目と考え、聞き取ったことをそのままお伝え申し上げておるところでございます。

**○岸まきこ**　記録の方が正しいんですよ、一般的に考えて。

　松本大臣は、現総務大臣として、部下たちが捏造した、公務員としてあるまじき行為をしたと、高市大臣によって捏造ストーリーを作られていることをどう捉えていますか。

　本人たちは捏造していないと、そして松本大臣も正確性は調査中だけど捏造はなかったと答弁しています。しかし、御承知でしょうか。一部のＳＮＳ上では、総務省職員を名指しで捏造した人とフェイクが拡散されているんです。無実の罪を高市大臣に着せられてしまっているんです。これをどう捉えていますか。

○松本剛明　総務大臣　高市大臣の御発言については、先ほど申しましたように、この文書について高市大臣の認識と異なるということからそのような御趣旨の発言をされたと理解をいたしております。

　私も総務省をお預かりをする大臣として、総務省の職員は、少なくとも私が今見る限りよく仕事をしてくれているというふうに思いますし、これまでもそのようにしてきてくれていたものというふうに考えているところでございますが、今回、この国会で御議論に付されている行政文書については正確性が確認できなかったことは甚だ遺憾であると申し上げてきたところでございます。

　私どもとしても、今後もしっかり努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　先ほどの答弁で、高市大臣に絶対にないと言ったかどうか記憶にないというふうに、大臣室長、室の方の答弁はあります。で、今日いただいた文書にも、レクについても記憶にないというふうには書いてあるものの、二人とも絶対にないと答弁したことはないと言っているんですね。

　保身のためにうそをついたということですか、大臣、高市大臣。

○高市早苗　国務大臣　総務省からの報告を見ましたけれども、五月十二日の委員会前日に大臣の指示を受けて夜遅くまで答弁のやり取りがあったことを覚えており、その前の二月に文書にあるような内容の大臣レクがあったとは思わない、また、そのレク文書に記載された内容のレクについても記憶にない、私に対して絶対にないという表現をしたかどうかの記憶はないが、上記と同様の説明をしたものと認識しているということでございます。

　私は、今回、この文書がマスコミ等に公表されたのは三月二日だと記憶をいたしておりますが、その後、あの当時の大臣室の職員に、要は、そのレクの相手方とされている方々、三名は情報流通行政局の方でございます。まあ私も含めて三名が大臣室から出席をいたしておりました。少しあの文書を見て驚きまして、当時の職員に、この文書に記載されている内容に記憶があるかということで尋ねましたら、やはり先ほど申し上げたような答えがございました。その前の二月の時点で、この件で、二月にこの件で大臣レクがあったとは思わないということで、その内容についても記憶がないということでもございまして、私の記憶と合わせてですね、私自身の認識として、文書にあるような内容のレクややり取りはなかったと確信をいたしました。

　あわせて、礒崎元補佐官が放送法に御興味をお持ちということも三月に文書を公開されて初めて知りましたので、併せて礒崎元補佐官から大臣室へ連絡があったことがあるかについても確認したら、一度もないということでございました。

　そもそも、この当該文書、二月十三日十五時四十五分から十六時の大臣レク結果とされるメモについて、仮に礒崎補佐官からの伝言を伺い、そして、四枚添付資料が公開文書に付いておりましたが、それらの説明を受け、さらに放送法の解釈について質疑応答したとしたら、とても十五分では収まらないものだと考えております。

　基本的に私は、こういった形のレクチャーというのは絶対にこの時期にはなかったと確信をいたしております。（発言する者あり）

○末松信介　予算委員長　静粛にしてください。

○高市早苗　国務大臣　ただ、済みません、秘書官に確認した内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

**○岸まきこ**　今日も報告いただいたとおり、二つ大事な観点がありまして、大臣は直接その二人の方に聞いたと言ったんですが、二人から直接聞いていないということが報告で分かりました。それとプラス、絶対にないとは答えていない、二月十三日のレクは絶対にないとは答えていないということがあったんです。

　これだけいろんなことが出ているのに、なぜいまだにこれ認めないんですか。見苦しくないですか。

○松本剛明　総務大臣　私どもは、高市大臣の大臣室の方との話ですか、同席者についてお話を聞いて、高市大臣と連絡を取ったと。しかし、私もそうですが、数日前のことで一言一句まではなかなか覚えていないものですから、このような趣旨の発言をしたけれども、どのような表現を取ったかは記憶がないというふうに申しておったので、これをそのまま国会に御答弁をさせていただいたところでございます。

**○岸まきこ**　松本大臣、いいかげん、高市大臣かばうのやめませんか。松本大臣がやるべきことは、この事案でいえば、公文書として経過を残して保存してきた部下を守るべきではないですか。

○松本剛明　総務大臣　部下を守り、事実をお伝えするのが役目だと考えております。

○末松信介　予算委員長　それでは、山野官房総括審議官、補足でどうぞ。

○山野謙　総務省大臣官房総括審議官　ただいまの質問に関しまして、私も先ほど答弁しましたけれども、改めて私ども、高市大臣から両名への聞き取りに対してどう答えたかを聞いておるところでございます。両名からは、高市大臣に対し絶対ないという表現をしたかどうかの記憶はないが、先ほど申し上げたことと同様の説明をしたものと認識しているということでございましたので、これは連絡したということが前提になっているというふうに理解しております。

**○岸まきこ**　絶対にないと言ったかどうか、再度お願いします。

○山野謙　総務省大臣官房総括審議官　関係者のヒアリングに当たりまして両名の認識を聞いたわけでございますが、この度、改めて高市大臣から両名への聞き取りに対してどう答えたかを聞いたところでございます。その結果、高市大臣に対し絶対にないという表現をしたかどうかの記憶はないが、先ほど申し上げたことと同様の説明をしたものと認識しているとの回答でございました。

**○岸まきこ**　ということは、言っていないということなんですね、高市大臣がこれまで答弁してきたけど。

　高市大臣は、この捏造発言について誰かを指して答弁をしたことはないとおっしゃいましたが、無責任極まりないと指摘します。先ほども言いましたが、大臣の発言を発端として、ＳＮＳで真面目に仕事してきた職員が誹謗中傷を受けている実態にあります。そういった事態を招いた責任を取って、もう大臣お辞めになったらどうですか。

○松本剛明　総務大臣　デジタルを担当しながら、ここのところＳＮＳを見る時間がなくて拝見をしておりませんけれども、職員については健康も精神的なことも含めて十分に留意をして、お話があったように職員を守るべく、しかるべく対応してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○高市早苗　国務大臣　私の表現の仕方をもってその辞任ということは、少し筋違いな御指摘だと思っております。

　私は、あくまでも四枚の文書について、ありもしないことをあったかのように作るということを捏造と申し上げましたし、総務省でも文書の正確性は確認できなかったということで、やはり不正確な文書であるという私の認識は変わっておりません。

**○岸まきこ**　不正確と捏造は全然違うんですよ。強い表現過ぎるんですよ。高市大臣の捏造発言は許されるものではありません。

　また、前回の委員会で発言を撤回したものの、質問権をも止めようとするような議会制民主主義を否定する発言まで本委員会で発しています。大臣としての資格がありますか。岸田政権の現職である閣僚が、日本社会にとって善良なる仕事をしている官僚を、自分の保身のためにと思われますが、まるで犯罪者扱いしているような発言をして、かつ、感情的な答弁を繰り返し、しまいには答弁拒否と言える、質問をしないでください発言をして、既に大臣としての資格はないんじゃないですか。

　閣議で協議をして、内閣として高市大臣を即刻辞職させるべきです。官房長官、お答えください。

○松野博一　官房長官　お答えをさせていただきます。

　総務省の行政文書に関する説明は松本大臣からあったとおりでございますが、閣僚の任命に関することは私はお答えする立場にございません。

**○岸まきこ**　官房長官、総理がもうすぐ帰国されますので、今言ったとおり、最後に言ったことが全てなんですよ。いろんなことが絡んで、今回、予算委員会も振り回しているし、総務省の職員を侮辱しているんですよ。しっかりと辞職を求めるということを申し上げて、次の質問に移ります。

　次に、公的セクターで働く労働者の賃上げについて伺います。

　岸田総理は、今国会の施政方針演説で、公的セクターや政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げますと言いました。公的セクターとは何なのでしょうか。公益セクターであれば、一般的に、公益社団、財団法人とか、ＮＰＯ法人とか、例えば法人格を持たない自治会とか、そういったような団体を指していると思います。しかし、この公的セクターとなると、政府や地方公共団体、特殊法人や独立行政法人を介した形で経営する事業体を含むことになるのでしょうか。

　政府として賃上げを目指すというなら、その当事者は既に総理の言葉から期待している人がいます。その期待に応える観点から、公的セクターの定義は法令で明確に規定されているのか、後藤担当大臣にお伺いします。

○後藤茂之　経済財政担当大臣　賃上げは岸田政権の最重要課題でありまして、総理の施政方針演説でも公的セクターや政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げる旨述べられたとおり、賃金引上げの推進に当たっては、民間部門だけでなく、官民挙げた取組が重要だというふうにまず申し上げます。

　その上で、施政方針演説で述べられた公的セクターという用語については、法令上の定義が置かれているわけではないものと認識しておりますけれども、主に公的に価格が設定されている保育、介護などの分野において、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めていく必要があるというふうに考えております。

**○岸まきこ**　公的セクターという言葉の具体的意味について、過去の国会における議論では、例えば平成二十四年の三月十三日参議院予算委員会で当時の野田総理大臣は、国家公務員の給与マイナス七・八％削減は、これはもう法律的にも位置付けは明確でございまして、復興財源、まさに臨時特例の措置でございますが、公的セクターに関わっておる皆様にこういう形で御負担を復興のためにお願いするというのが趣旨と答弁しています。

　つまり、このときの見解の公的セクターは、一般職の職員の給与に関する法律が適用される職員が従事している国が含まれ、働く労働者とは給与法が適用される全ての国家公務員もこれに該当するということになります。政権は違うけれども、政府の答弁であり、岸田総理の施政方針演説における公的セクターと同義と考えてよいですか。後藤大臣にお答え願います。

○後藤茂之　経済財政担当大臣　繰り返しにはなりますけれども、賃上げは岸田政権の最重要課題でありまして、その推進に当たっては、民間部門だけでなく、公務員、そして公的に価格が設定されている保育、介護などの分野においても、民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めていく必要がある、そのように思っております。

　そして、公的セクターという言葉の使い方は、先ほど申し上げたように、一義的な、法的定義も一義的な定義もないのではないかというふうに思っておりますけれども、国家公務員の給与については、公務員の適正な処遇の確保や国民の理解を得る観点等から、また労働基本権制約の代償措置といった観点からも、人事院勧告を踏まえて民間準拠を基本とすることになるものと承知しております。

**○岸まきこ**　今大臣もお答えになったとおり、公務員の賃金については代償措置の人事院勧告に踏まえてということになるのは言うまでもありません。人事院勧告がなされていない時点で総理が賃上げと言うのであれば、政府が自らの主体と責任で引上げをしますと、総理が賃上げと言うのであればそれをするべきではないかと考えます。

　公的セクターで働く労働者とは具体的にどのような職種、労働者を対象としているのか、お答えください。

○後藤茂之　経済財政担当大臣　公的に価格が設定されている保育、介護、障害福祉、看護などの分野の賃上げについて、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善、業務の効率化、負担軽減を進めていく必要があると考えております。

　それから、公務員給与につきましても、民間の給与をまず引き上げることによりまして、構造的賃上げに向けた取組に加えまして、生産性向上支援や価格転嫁対策の観点から政策を総動員して、民間の賃金が上がれば民間準拠の公務員も上がるということも申し添えさせていただきたいと思います。

**○岸まきこ**　今おっしゃられたその保育とか介護とか障害などといった公定価格による対象が主となるとすれば、春闘における先週の先行大手企業の回答、決着を踏まえつつも、これを中小や地場企業が同等あるいはそれ以上に賃上げができるかどうかというのは社会的にも課題となっています。

　いずれにしても、この公定価格に反映される人事院勧告がなされる前に、しかも引上げになるかどうかはこれからという中で賃金を引き上げますと断言されるのであれば、これは人事院勧告とは別次元に政府として措置をするということでよいでしょうか。

○後藤茂之　経済財政担当大臣　もう少しはっきりと申し上げれば、施政方針演説の公的セクターの賃上げといったことで、公務員の給与の引上げということを申し上げたことではないと。ただ、あくまでこれは直接制度として引き上げるかどうかという問題であって、民間の給与を引き上げていく、民間と公と両方含めてしっかりとした賃上げを進めていくことによって公務員の給与も上がるということの御指摘については先生のおっしゃるとおりだと思います。

**○岸まきこ**　やっぱり言葉が軽過ぎるんじゃないかと思うんですね。公的セクターって、過去の答弁から見ると含んでいるんですよ。なのに、それを引き上げると言ったら、その方々やっぱり期待すると思うんですね。

　この公的セクターで働く労働者に介護、看護、保育、幼児教育などの現場で働く方々は対象となっているのか、具体的には令和三年度補正予算とどう関係しているのかというところです。賃上げ効果を継続するとした令和四年度予算における措置の対象となった職員は公的セクターで働く労働者に該当するのか、お伺いします。

○後藤茂之　経済財政担当大臣　今、保育、介護、障害福祉、看護も含めて、こういったものが入るということで申し上げましたけれども、私、全体を総括している立場なので、もしそれぞれの職種の皆さんの給料設定、公定価格の設定、診療報酬の設定等についてのお尋ねであれば所管の大臣に聞いていただければと思いますが、私から総論的に申し上げれば、公的に価格が設定されている保育、介護、障害福祉、看護などの分野の職員、こうしたものは前回の三年度補正におきまして三％の引上げで対応しているということでございます。

**○岸まきこ**　済みません、確認なんですが、では、令和三年度の補正予算とイコールということでよろしいですか。

○後藤茂之　経済財政担当大臣　三年度の補正予算で対応し、また四年度の当初予算でも報酬等には反映させたものもありますけれども、そうしたことを含めて、しかし、公的にといった場合には、例えば労務設計単価みたいなようなものも一緒に引き上げておりますから、政府としてはできる限り、公的あるいは民間含めて、制度上の担保ができて、そして対応のできるものについては賃金の引上げをやっているということでございます。

**○岸まきこ**　令和三年度補正予算での看護、介護、保育の処遇改善では、厚生労働省は看護職員等処遇改善事業補助金の申請の状況を公表していて、申請を行った医療機関が対象の八八・六％、福祉・介護職員の改善臨時特例交付金では同じく七八・一％となっています。

　一方で、保育所や学童保育はどのようになっているのか。昨年の三月十五日、総務委員会で聞いたときには、各施設で調査を考えていないと無責任な答弁をしているんですが、その後どうなったか、お答え願います。

○吉住啓作　内閣府子ども・子育て本部統括官　お答えいたします。

　保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付状況について、保育所等については、全四万三千四十施設のうち三万七千百二十六施設から申請があり、八六・三％の施設が補助金の対象となっており、放課後児童クラブにつきましては、全二万六千六百八十三クラブのうち一万八千五百五十四クラブから申請があり、六九・五％のクラブが補助金の対象となっております。

**○岸まきこ**　令和三年度の補正予算の成立が十二月の二十日でした。その後、都道府県への事業の説明とか、市区町村を経由して保育所に処遇改善、保育所とか学童に処遇改善の事業内容とかが通知されたのは恐らく年明けになります。この時期、現場は新型コロナの感染が蔓延していたので大混乱でした。ましてや、保育所とか学童は小規模事業所なので専門の事務員がいません。そんなときにもかかわらず、期限を二月二十一日とする対応でした。これは、補正予算で措置したけれども、実質的には使うなと言っているようにも聞こえるような対応だったと指摘します。ましてや、書類も面倒くさかったです。

　それを見事に、だけど、現場では九千円上がるんだというふうに言われたから保育士とか学童の人たちは期待をしていました。これが見せかけの期待ばかりになっていなかったかという問題です。

　岸田総理、政権の賃上げなのかというところで、小倉大臣に明快な見解を明らかにしていただきたいと思います。

○小倉將信　こども政策担当大臣　御指摘いただきました令和三年度補正予算によりまして、令和四年二月から九月まで実施をさせていただきました保育士・幼稚園教育等処遇改善臨時特例事業につきましては、できるだけ多くの施設が補助金を活用して処遇改善を実施していただくよう、地方自治体や保育団体等の関係団体に対して周知徹底を図ったところであります。とりわけ公立施設につきましては、補助金を活用して処遇改善に取り組む市町村の具体例をお示しをするなど、市町村に対し積極的な検討を依頼してきたところであります。

　補助金を受けた施設の割合は一〇〇％にはなっておりませんが、保育士等の処遇改善につきましては、まずは各地方自治体や事業者において処遇改善の趣旨を御理解をいただいた上で適切に御判断をいただくべきものと考えております。

　私ども内閣府といたしましては、引き続き、各地方自治体や事業者に対しまして、人材確保に向けての処遇改善の取組の重要性について説明するなど、積極的な検討を働きかけてまいりたいと思っております。

**○岸まきこ**　公的セクターの賃上げは、こうやって議論しないと誰が対象なのかも分かりづらい実態にあります。

　岸田総理の不用意な発言が更に当事者の期待を裏切ることのないようにお願いを申し上げ、私からの質問は終わります。